

# 「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

平成23年8月17日  
原子力災害対策本部

## 各取組の実施目途と現時点における達成状況

### 1. 避難区域等の見直し

- 緊急時避難準備区域は、各市町村の復旧計画策定後に、一括解除する。
- 計画的避難区域・警戒区域は、ステップ2完了後に、区域見直しを行う。

- 原子炉施設の安全確保の状況等を踏まえ、8月9日に、原子力災害対策本部において、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定。
- 緊急時避難準備区域は、対象市町村による復旧計画の策定を踏まえ、関係自治体とも緊密に連携した上で、区域の一括解除をする方針とした。
- 警戒区域・計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、その区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行うこととした。

方針の決定

### 2. 応急仮設住宅の確保

- 8月前半までに15,200戸を完成させる見通し

- 8月8日時点で13,949戸について着工済み(うち完成戸数は12,810戸)。

概ね予定通り進捗中

### 3. 一時立入の実施

- 乗用車等の持出を含め、概ねステップ1終了までに一巡を実施

- 3km圏内への一時立入りについては、立入者の安全を十分に確保した上で、8月中に開始を目指す。
- 住民の一時立入りについては、8月12日をもって一巡目が終了。その後、9月上旬まで、日程の都合等により立入り出来なかった方及び自家用車持出しのための一時立入り一巡目を実施。それが終了次第、二巡目の一時立入を実施予定。

住民の一時立入は一巡目終了

### 4. 計画的避難の実施等

- 計画的避難は、ステップ1完了までに終了を目指す

- 市町村の区域の全域、又は一部が計画的避難区域に指定された5つの市町村においては、住民の避難はほぼ完了。

ほぼ完了

- 事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地域で、地域的な広がりが見られない特定の地点(「特定避難勧奨地点」)への対応方針を6月16日に決定。6月30日に伊達市で104地点(113世帯)、7月21日及び8月3日に南相馬市で122地点(131世帯)、8月3日に川内村で1地点(1世帯)が設定された。

実施中

### 5. 避難区域における治安維持

- 避難区域解除までの間、警戒を実施。

- 避難区域の治安維持を目的に「特別警備隊」(約300名)を編成し、職務質問、移動検問等を実施。
- 計画的避難区域・緊急時避難準備区域の住民によるパトロールを実施。

実施中

## 6. 住民の健康管理

ステップ1～ステップ2の半ばまでに住民の放射線量の推定を実施

- ・第2次補正予算において、福島県からの要望も踏まえ、子どもをはじめ住民の健康を確保するため、県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対する交付金(約782億円)を計上。
- ・内部被ばく量の評価手法を検討するための調査を6月27日から実施中。

実施中

## 7. がれき・汚泥の処理

処理方針を検討し、順次処分を実施

- ・浜通り地域(避難区域・計画的避難区域及び処理を開始した10町村を除く)等における災害廃棄物の処理の方針について、6月23日に決定。
- ・上下水処理に伴う汚泥等の当面の取扱いについて、6月16日に決定。

方針の一部決定→実施着手

## 8. 校庭・園庭の土壌への対応

ステップ1～ステップ2にかけて対応策を実施

- ・福島県内の全ての学校等に積算線量計を配布した。福島県外の地域についても、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等を積算線量計の配布の対象とすることとした。
- ・第2次補正予算において、校庭・園庭等(福島県外含む)土壌の線量低減策を行う場合の財政支援(約50億円)を計上。また、「原子力被災者・子ども健康基金」に対する交付金(約180億円)を計上し、公園や通学路等の線量低減事業を支援することとしている。

実施中

## 9. 環境モニタリング

環境モニタリング・評価の継続実施と、線量測定マップ等の作成・公表

- ・モニタリング調整会議を開催し、「総合モニタリング計画」を決定(8月2日)。
- ・放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定、土壌調査を6月6日から開始(8月2日に空間線量率のマップを公表。8月中に土壌の放射能濃度のマップを公表予定)。
- ・食品・水道水中の放射性物質について、継続的に検査を実施。
- ・第2次補正予算において、環境モニタリング強化に必要な経費(約235億円)を計上。

実施中

## 10. 雇用の確保

福島県内で約2万人の雇用創出を目指す

- ・福島県内での雇用創出に向けて、製造業・小売業など26の経済団体に対し雇用機会の創出等を要請した(5月26日)ほか、県内での合同就職説明会の開催などを実施中。
- ・雇用創出基金事業によって、福島県において11,000人の雇用を計画、7月末現在で4,428人を雇用。

実施中

## 11. 農畜産業・水産業等

・JA・JFグループによるつなぎ融資  
・牛肉・稲わらからのセシウム検出に係る緊急支援対策を実施

- ・出荷制限等を受けた農林水産事業者に対して、JA・JFグループがつなぎ融資を実施しており、8月8日時点での貸付実績は約450件。
- ・牛肉・稲わらから暫定規制値を超えるセシウムが検出されたことを受け、7月26日に緊急支援対策を公表、その後出荷制限指示を受けた県が4県に増えたこと等を踏まえ、8月5日に出荷制限県の畜産関係団体が出荷遅延牛を実質買い上げる場合に支援する等の新たな対策を公表。

実施中

## 12. 中小企業対策

工場・商店等の復旧支援や、資金繰り支援

- ・中小企業基盤整備機構による仮設店舗、仮設工場等の施設整備事業に対し、福島県内では、8月5日時点で13市町村、30箇所から整備要望が提出され、うち12箇所を着工済み。うち、2箇所で、8月10日に工事完了。
- ・警戒区域等に事業所を有する中小企業等に、無担保かつ無利子の長期貸付を行う特別支援制度を創設し、8月4日時点で、申込実績は225件、申込金額は約55億円。

実施中

## 13. 風評被害対策・輸出支援

検査・分析体制の強化や国内外へ正確な情報の発信

- ・国内の輸出関係者に対しては、相手国別の日本産食品に対する規制内容を周知し、相談窓口において個別の相談を受けるとともに、産地証明等を求めている国に対する証明書の発行体制を整備。
- ・国内外への正確な情報発信や、輸出に係る検査補助等を実施。

実施中

## 14. 被災自治体対策

被災自治体、受入れ自治体に対する支援を実施

- ・「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」が8月12日に施行、避難住民に対して避難先の自治体が行政サービスを的確に提供する仕組みを構築。

実施中

## 15. 原賠法に基づく賠償等

指針の取りまとめや、関係法律の速やかな施行  
東京電力による事業者等への仮払いの実施

- ・原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の全体像を示した中間指針を8月5日に策定。
- ・「原子力損害賠償支援機構法」が8月3日に成立。
- ・「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が7月29日に成立。
- ・第二次補正予算において、政府補償契約に基づく補償金1,200億円を計上。

実施中

- ・東京電力によって、農林漁業者に対する仮払金につき、5月31日から支払開始(支払額81億円)
- ・東京電力によって、中小企業に対する仮払金につき、6月10日から支払開始(支払額67億円)。
- ・東京電力によって、避難住民5万世帯に対する仮払い金につき、4月から実施。また、避難住民14,000人に対し、7月より追加的仮払補償金の支払いを実施。

実施中

## 16. ふるさと帰還への取組

8月中を目処に除染に関する基本方針を策定  
土壌・生活空間等の除染・改良を段階的に実施  
復興の基本方針に基づき、被災地域の活力の再生を目指す。

- ・8月中を目処に除染に関する緊急実施基本方針を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施することを決定した。
- ・東日本大震災復興構想会議において、6月25日に提言を取りまとめた。
- ・「東日本大震災復興基本法」の施行(6月24日)に伴い、東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島の3県に現地対策本部を設置。
- ・7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を取りまとめた。

実施中